

用語解説 …………… 裁判員裁判と被害者

裁判員裁判とは、殺人罪、傷害致死罪、強姦致死傷罪などの重大犯罪について、裁判官3人のほかに一般の方から事件毎に選ばれた裁判員6人が刑事裁判の審理に参加して、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑罰にするかを定める裁判制度のことです。

被害者の立場に配慮した刑事裁判上の諸制度は、法律上の要件さえ満たせば、裁判員裁判か否かを問わず利用することができます。したがって、被害者の法律上の立場は裁判員裁判か否かによって異なることはありません。

しかし、法律上はそうであっても、実際には、被害者が裁判員裁判に臨むに当たって、通常の刑事裁判の場合に比べ、不安に感じることや、工夫すべきことがあります。

例えば、裁判官ではない一般の国民である裁判員が被害者の話を真摯に聞いてくれるのか不安を感じたり、裁判員に被害の状況等の詳細を知られてしまうことに戸惑いを感じる被害者も少なくないと思います。しかし、裁判員は、概ね被害者の発言を真摯に受け止めており、法廷で被害者が不快感を抱くことは少ないように思います。また、裁判員には守秘義務がありますので、被害者のプ

ライバシーが野放図に漏えいすることはまずないと考えてよいと思います。

上記の観点とは別に、法律の専門家ではない裁判員に心情を理解してもらうための良いアイデアが思いつかず困惑する被害者もいることと思います。この点については、検察官や弁護人も同様の思いから、日々努力し、常に分かりやすい説明を心がけておりますので、被害者もその方法を参考にし、できるだけ、日常的な用語を用いて、早口にならないようにすることが大切です。そこで、可能な限り、事前に、検察官と面談したり、弁護士に相談するなどして、発言内容等についてアドバイスを受けることをお勧めします。

裁判員裁判は、刑事裁判に一般の国民の視点や感覚を反映させることを目的に導入された制度です。ですから、今まで、法律の専門家の間では、必ずしも重視されなかった被害者の心情も、分かりやすくお話しすれば、裁判員の方々の心に届き、判決の際に、被害者の立場を今まで以上に取り入れてもらうことも決して不可能ではありません。

認定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事
公益社団法人被害者支援都民センター監事

熊谷 明彦

